

## 第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画の成果目標について（案）

## 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

## ① 施設入所者の地域生活への移行者数

項目	数値	備考
【指標】 地域生活移行者	【目標値】 52 人（8%）	平成 29 年度から平成 32 年度までの地域移行者数の目標（4 年間）
【参考】 基準となる施設入所者数	623 人	平成 28 年度末の施設入所者数

## 【考え方】

国の指針では、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 57 人（9%）以上が地域生活へ移行することを目指し、かつ、前期計画の未達成分 13.3%（83 人）も目標に上乘せするものとされている。

しかし、現在の施設入所者の状況は、地域生活への移行が難しい重度者の比率が増加しており、指針通りに目標を設定しても達成できる見込みがない。

本市では、グループホーム整備等に積極的に取り組むなど、施設入所者の地域移行を可能な限り推進してきており、今後も同規模の移行者数を維持することを目標とし、平成 24 年度から 28 年度の 5 年間の移行者数平均値を基に、第 5 期計画の数値目標を設定するものとする。

## ② 施設入所者数

項目	数値	備考
【指標】 施設入所者数	—	目標設定しない
【参考】 基準となる施設入所者数	623 人	平成 28 年度末の施設入所者数

## 【考え方】

本市では、平成 28 年度末時点で施設入所待機者が 140 人いることから、施設入所者削減についての数値目標を設定しない。

第 5 期計画期間内においても、引き続き居住の場や日中活動の場の確保に努め、地域生活を支援することで、入所待機者の解消に取り組んでいくこととする。

また、真に緊急度の高い入所待機者数の把握に努めていく。

(参考：施設入所者数の推移)

単位	第3期実績			第4期実績		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29※
入所者数	629人	627人	628人	621人	623人	623人

※H29は見込み

(参考：入所待機者数の推移)

		H25	H26	H27	H28
待機者数		158人	154人	149人	140人
(内訳)	身体	58人	50人	47人	47人
	知的	100人	104人	102人	93人

## 2. 福祉施設から一般就労への移行等

### ① 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
<b>【指標】</b> 平成32年度の年間一般就労移行者数	<b>【目標値】</b> 154人	年間一般就労移行者の過去最高実績(H28:140人)を1.1倍した数
<b>【参考】</b> 年間一般就労移行者数の最高実績	140人	平成28年度において福祉施設等を退所し、一般就労した者の数

#### 【考え方】

国の指針では、平成32年度中に平成28年度実績(140人)の1.5倍(210人)以上、福祉施設から一般就労へ移行させるものとされているが、本市の実情を考慮すると達成困難と考えられるため、独自の目標を設定する。

平成30年度から企業の法定雇用率が2.0%から2.2%に見直されることを踏まえ、一般就労移行者の過去最高実績(140人)の1割増として154人を目標とする。

(参考：一般就労移行者数の推移)

	第3期計画			第4期計画		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29※
目標	72人			123人		
実績	61人	102人	125人	116人	140人	123人

※H29は見込み

## ② 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
【指標】 平成 32 年度の就労移行支援事業の利用者数	【目標値】 185 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数を 2 割増加させた数
【参考】 平成 28 年度の就労移行支援事業利用者数	154 人	平成 28 年度末時点において就労移行支援事業を利用した者の数

### 【考え方】

国の指針では、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者を平成 28 年度末の利用者から 2 割以上増加するとされていることから、平成 28 年度末の利用者数 154 人の 2 割増の 185 人の利用者を目指す。

(参考：就労移行支援事業の利用者数の推移)

	第 3 期計画			第 4 期計画		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29※
目標	181 人			265 人		
実績	134 人	164 人	191 人	174 人	154 人	154 人

※H29 は見込み

## ③ 就労移行率が 3 割以上の事業所の割合

項目	数値	備考
【指標】 平成 32 年度の就労移行率 3 割以上の事業所の割合	【目標値】 50%	平成 32 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率 3 割以上の事業所の割合

### 【考え方】

国の指針のとおり、平成 32 年度末において就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合を 5 割以上とすることを目指す。

(参考：就労移行率の 3 割以上の事業所の割合の推移)

	第 4 期計画		
	H27	H28	H29※
目標	50%		
実績	57.1%	52.4%	54.7%

※H29 は見込み

#### ④ 就労定着支援利用による職場定着率

新

項目	数値	備考
【指標】 目標年度の職場定着率	【目標値】 80%	平成 32 年度末時点において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率の割合

##### 【考え方】

国の指針のとおり、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率の割合を 80%以上と設定します。

(参考：就労定着支援事業の内容)

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じた者に対し、相談による課題把握や企業や関係機関との連絡調整、必要な指導・助言等の支援を実施。

### 3. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### ①市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

新

項目	設置の有無
平成 3 2 年度末における市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場	有

##### 【考え方】

国の指針のとおり、平成 32 年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。設置体制については検討中。

#### ②精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）

項目	目標
精神病床における 1 年以上長期入院患者数	設定しない

##### 【考え方】

目標は、新潟県が設定するため、設定しない。

#### ③精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、入院後 6 か月時点、入院後 1 年時点）

項目	目標
精神病床における早期退院率	設定しない

##### 【考え方】

目標は、新潟県が設定するため、設定しない。

#### 4. 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標
【指標】 平成 32 年度末時点の地域生活支援拠点等の有無	有

##### 【考え方】

国の指針では、平成 32 年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村に少なくとも 1 か所以上整備するとされており、現在、整備内容について新潟市自立支援協議会において検討中。

#### 5. 障がい児支援の提供体制の整備

##### ① 児童発達支援センターの設置数

新

項目	目標
【指標】 平成 32 年度末時点の児童発達支援センターの有無	有

##### 【考え方】

国の指針では、平成 32 年度末までに、各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを目指すものとされているが、本市では既に整備済みであるため、第 5 期計画では質の向上を目指していく。

##### ② 保育所等訪問支援の利用体制

新

項目	目標
【指標】 平成 32 年度末時点の保育所等訪問支援の有無	有

##### 【考え方】

国の指針では、平成 32 年度末時点までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされているが、現在市内に保育所等訪問支援を実施している事業所がないため、今後児童発達支援センターこころんでの事業実施を検討する。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保

新

項目	目標
<b>【指標】</b> 平成 32 年度末時点における主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの有無	有

【考え方】

国の指針では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を少なくとも1ヵ所以上設置することを目指すものとされており、本市では既に達成済みであるが、どの事業所も定員に空きがないため、受け入れ先の確保に向け、定員増を目指していく。

(参考：重症心身障がい児を対象とした事業所)

No.	事業所名	(運営法人)	所在地	定員
1	ほがらか福祉園トゥインクル	(福) 亀田郷芦沼会	東区はなみずき	10人
2	Be トゥインクル	(福) 亀田郷芦沼会	東区上木戸	10人
3	はまぐみ	新潟県	中央区水道町	15人
4	コスモス	(福) 更生慈仁会	西区上新栄町	5人
5	あかしあ	(独) 国立病院機構	西区真砂	15人
計				55人

④ 医療的ケア児に対する支援

新

項目	目標
<b>【指標】</b> 平成 30 年度末時点の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の有無	有

【考え方】

国の指針では、医療的ケア児が適切な支援が受けられるように、市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することとしている。平成 30 年度末までの設置に向け、関係部署で協議を行う。

## 6. 障がいや障がい者への理解促進

### ① 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発

新

項目	数値	備考
【指標】 平成 32 年度の条例認知度	【目標値】 20%	平成 32 年度に一般の市民を対象としたアンケートを実施し、条例認知度を調査
【参考】 平成 29 年度の条例認知度	15.4%	平成 29 年度に障がいのある人から約 4,000 人を抽出し調査

#### 【考え方】

本市では、平成 28 年 4 月、障がい者差別を解消し誰もが安心して暮らすことができる共生社会実現に向け「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行した。

研修会の開催などにより条例の周知を進めるとともに、障がいのある人とない人の交流機会を拡大・創出し、障がいや障がいのある人への理解促進を図る。

(参考：平成 28 年度の条例周知の取り組み状況)

実施内容		回数	参加人数 (延べ)
研修会	市職員	35 回	約 8200 人
	障がい当事者・支援団体	23 回	約 1,200 人
	福祉事業所	15 回	約 760 人
	その他 (※1)	45 回	約 3,000 人
その他	チラシ配布等 (※2)	17 回	約 10,000 人
計		135 回	約 23,000 人

※1…大学、小・中学校、自立支援協議会など

※2…街頭キャンペーン、団体主催のイベントでのチラシ配布

### ② 学校等への相談機関等の周知

新

項目	目標
【指標】 各種学校への障がい福祉に関する相談機関等の周知	全校に実施

#### 【考え方】

平成 29 年度に実施した障がい児を対象としたアンケートにおいて、学校に通う上でのニーズとして「障害や発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」が最も多かったことを受け、各種学校に対し障がい福祉に関する制度等の周知を行うもの。

市内の小・中・高等学校、専門学校、大学等に対し、障がい福祉サービスの種類や、相談先窓口などの情報を毎年度提供する。

特に発達障がいについて、相談機関や支援機関等を分かりやすく紹介し、教師が相談を受けた際に対応しやすくすることを主な目的とする。